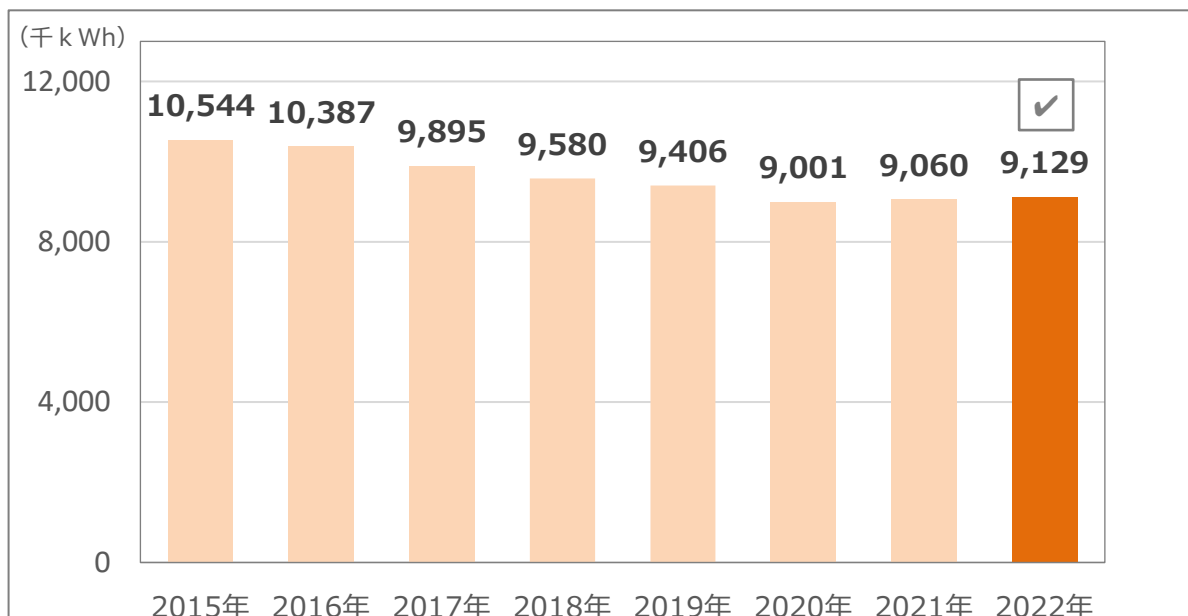


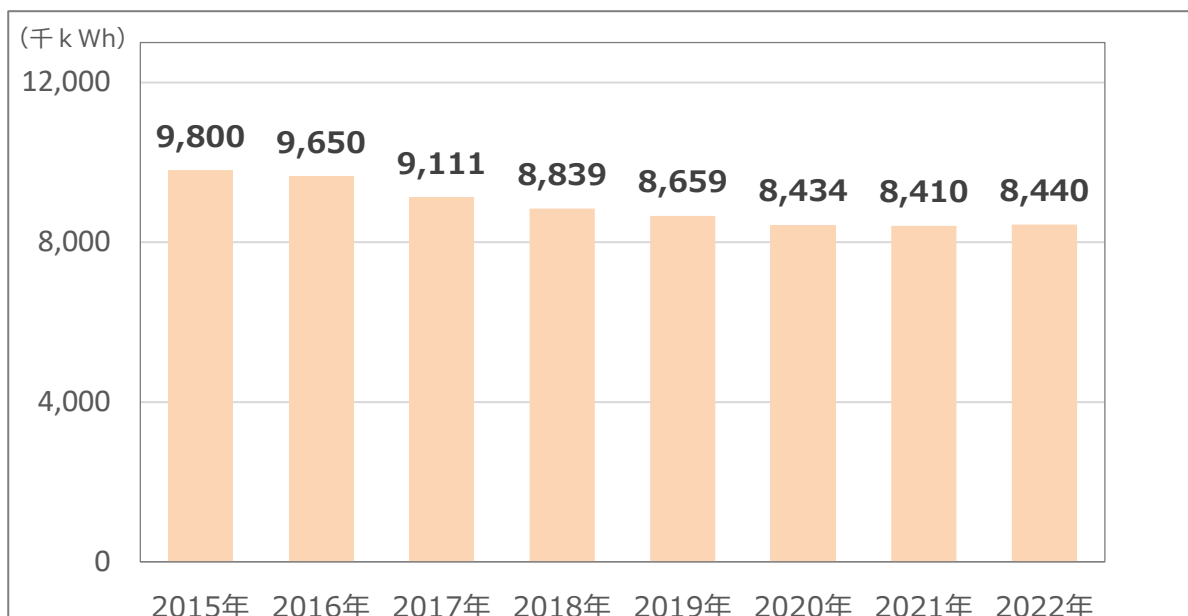
日本アコモデーションファンド投資法人 2022年環境パフォーマンス実績

1. エネルギー使用量



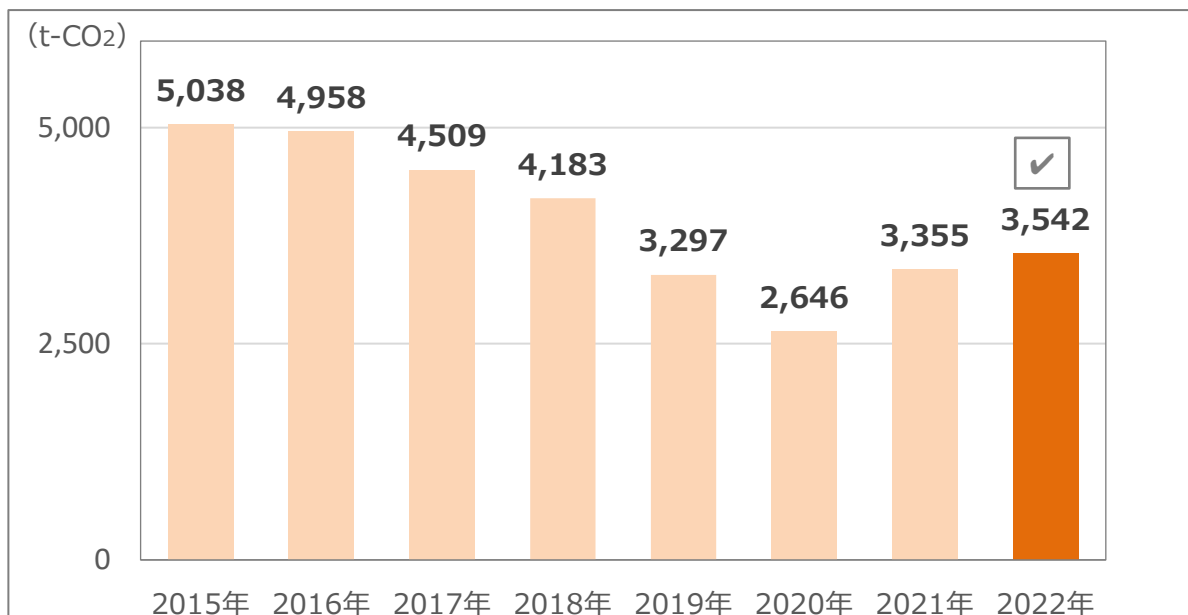
(注)算定方法等は3ページを参照

(参考) 電力使用量



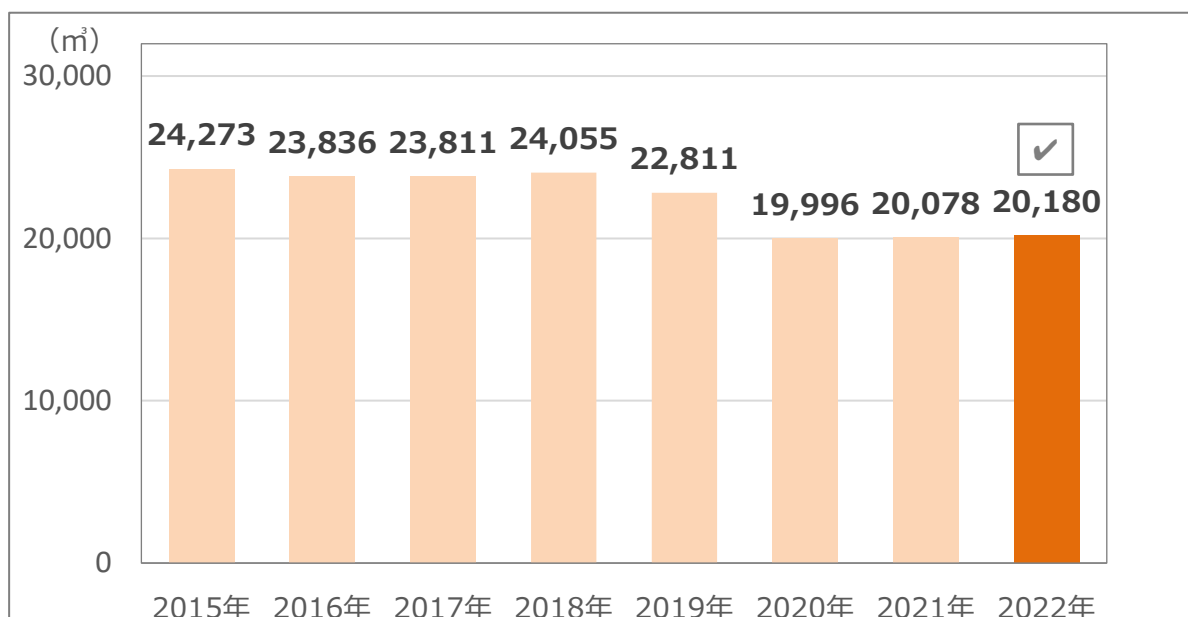
(注)電力使用量は購入した電力のみを対象に集計している

2. エネルギー起源 CO₂ 排出量



(注)算定方法等は 3 ページを参照

3. 水使用量



(注)水使用量は購入した上水のみを対象に集計している

【算定方法等】

- (1) 集計期間：各年の1月1日から12月31日まで
- (2) 対象範囲：各年における運用資産のうち、「賃貸住宅」の共用部における使用量
共有物件については、当該使用量に共有持分割合を乗じて算出している。
- (3) 算定方法：

① エネルギー使用量(千 kWh)：

・エネルギー使用量 = Σ (エネルギー種別使用量 × 熱量換算係数 × 電力量換算値)

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省、経済産業省)に基づく熱量換算係数を用いて算出している。

・エネルギー種別：電気及び都市ガスなど

② エネルギー起源 CO₂ 排出量(t-CO₂)：

エネルギー起源 CO₂ 排出量 = Σ (エネルギー使用量 × CO₂ 排出係数)

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省、経済産業省)に基づき算出している。

電力使用量に係る CO₂ 排出係数は、電気需給契約書に基づきメニューに応じた排出係数を用いている。その他は電気事業者別の調整後排出係数を用いている。

(注) 「2021 年環境パフォーマンス実績」における各種使用量及びエネルギー起源 CO₂ 排出量の数値から一部修正している。

報告年月日：2023年6月16日

独立した第三者保証報告書

2023年6月16日

日本アコモデーションファンド投資法人

執行役員 池田 孝 殿

デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

代表取締役 長谷 友春



デロイトトーマツサステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、日本アコモデーションファンド投資法人（以下「投資法人」という。）が作成した「日本アコモデーションファンド投資法人 2022年環境パフォーマンス実績」（以下「報告書」という。）に記載されている の付された 2022年の環境パフォーマンス情報（以下「環境定量情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

投資法人の責任

投資法人は、投資法人が採用した算定及び報告の基準（報告書の環境定量情報に注記）に準拠して環境定量情報を作成する責任を負っている。また、CO₂の算定は、排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第1号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、環境定量情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準 3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（国際監査・保証基準審議会）、「国際保証業務基準 3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」（国際監査・保証基準審議会）及び「サステナビリティ情報審査実務指針」（サステナビリティ情報審査協会）に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- 投資法人の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積りの基礎となったデータのテスト又は見積りの再実施を含めていない。
- データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、責任者への質問、証拠及び関連文書の閲覧を含む手続により、事業所の調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、環境定量情報が、投資法人が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以上